

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年6月4日

岡山市長 大 森 雅 夫

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 BRANCH岡山北長瀬

所在地 岡山市北区北長瀬表町二丁目444番13、444番14、17番101、  
17番102（計4筆）の一部

#### (2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大和リース株式会社

住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

代表者の氏名 代表取締役 北 哲弥

#### (3) 変更事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### 【変更前】

名称 大和リース株式会社

住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

代表者の氏名 代表取締役 森田 俊作

##### 【変更後】

名称 大和リース株式会社

住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

代表者の氏名 代表取締役 北 哲弥

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

**【変更前】**

別紙1「小売業者一覧」参照

**【変更後】**

別紙1「小売業者一覧」参照

(4) 変更年月日

変更事項① 令和3年4月1日

変更事項② 令和3年1月31日（小売業者の退店）

令和2年1月1日（小売業者の代表者及び住所変更）

(5) 変更理由

変更事項① 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

変更事項② 小売業者が退店（1店舗）したため

小売業者の代表者及び住所が変更したため

2 届出年月日

令和3年5月26日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年6月4日から令和3年10月4日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課